

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 5月13日

徳島地方裁判所民事部

裁判所書記官 鎌 田 紘 生

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 6月 5日から 令和 7年 6月11日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7年 6月18日 午前10時00分 徳島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7年 7月 9日 午前10時00分 徳島地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7年 6月19日から 令和 7年 6月20日まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 5月13日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	1,450,000 1,160,000	一括	290,000	46,788	0
1	770,000				
2	370,000				
3	310,000				

物 件 目 録

- 1 所 在 徳島県名西郡神山町阿野字下地
 地 番 230番3
 地 目 山林
 地 積 416平方メートル
 (現況)
 地 目 雑種地

- 2 所 在 徳島県名西郡神山町阿野字下地
 地 番 230番4
 地 目 山林
 地 積 201平方メートル
 (現況)
 地 目 雑種地

- 3 所 在 徳島県名西郡神山町阿野字下地
 地 番 230番5
 地 目 山林
 地 積 168平方メートル
 (現況)
 地 目 雑種地

徳島地方裁判所からのお知らせ（入札時の注意点）

第1 この物件では、入札時に入札書ごとに次の各書面を提出する必要があります。

- 1 暴力団員等に該当しない旨の陳述書
- 2 住民票（入札人が個人の場合）又は資格証明書（入札人が法人の場合）
- 3 宅地建物取引業の免許証の写し（入札人が宅地建物取引業者の場合）

◆ 上記1及び2の各書面は、入札時に提出がないと無効になります。また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

◆ 入札書及び上記1の書面の書式は、BITのトップ画面の右にある「ダウンロード」からダウンロードすることができるほか、徳島地方裁判所の執行官室で配布を受けられます。各書面の記入方法は、各書面の注意書欄に記載されていますので、よくお読みください。

第2 入札時に提出する暴力団員等に該当しない旨の陳述書の「陳述」欄「☐ 自己の計算において・・・ありません。」の口のチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。

チェックを入れた場合には、陳述書欄外の注意書8を参照の上、必ず別紙も添付してください。不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

◆ その他入札に関してご不明な点は、徳島地方裁判所執行官室にお問合せください。

物 件 明 細 書

令和 7年 1月28日

徳島地方裁判所民事部

裁判所書記官 鎌 田 紘 生

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1～3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1～3】

- ・現況では筆界が判然としない。
- ・道路区域ではない民有地を介して出入りしている状態である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

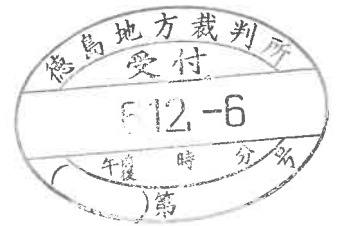
物 件 目 録

- 1 所 在 徳島県名西郡神山町阿野字下地
 地 番 230番3
 地 目 山林
 地 積 416平方メートル
 (現況)
 地 目 雑種地

- 2 所 在 徳島県名西郡神山町阿野字下地
 地 番 230番4
 地 目 山林
 地 積 201平方メートル
 (現況)
 地 目 雑種地

- 3 所 在 徳島県名西郡神山町阿野字下地
 地 番 230番5
 地 目 山林
 地 積 168平方メートル
 (現況)
 地 目 雑種地

令和6年（ケ）第50号
令和6年11月12日受理
令和6年12月6日提出



現況調査報告書

徳島地方裁判所
執行官 片山 隆雄

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|----------------|
| 1 | 所 | 在 | 徳島県名西郡神山町阿野字下地 |
| | 地 | 番 | 230番3 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 416平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 徳島県名西郡神山町阿野字下地 |
| | 地 | 番 | 230番4 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 201平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 徳島県名西郡神山町阿野字下地 |
| | 地 | 番 | 230番5 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 168平方メートル |

(土地用)

[illegible]

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
C(亡Aの妹)	1 有限会社細井商店は亡Aが一人でやっていたものであり、他の者はタッチしていませんでした。したがって、私は亡Aの妹になりますが、会社のことや、その他、本件土地のことにに関してまで、何にも分かりません。 2 亡Aには子供がおりますが、子供自体も商売にはまったく関わっていませんでしたので、本件土地のことも含め、子供に聴いても同様、何も知らないはずですが、また、亡Aには元配偶者がおりますが、20年来Aとは別居していて亡Aとは関わってなかったので、同人に聴いても、本件土地のことは私以上に何も知らないと思います。 3 したがって、今となっては、本件土地のことにつき説明できる人は誰もいないと思います。 4 ただ、ゴルフ場の近くの土地を亡Aが買ったことがあるという話を聞いたことがあるような気もするのですが、それ以上のことは何も分かりませんし、土地がある位置さえ、私にはまったく分かりません。
B(破産者亡Aの破産管財人)	1 私は亡Aが経営していた破産者有限会社細井商店と、破産者亡Aの、双方の破産管財人として裁判所から選任されております。 2 本件土地については、関係人からの聴取調査によっても、同土地に関することは、よく分からない状態です。 3 なお、本件土地は、本日時点(令和6年11月28日時点)では、未だ破産財団から放棄しておらず、同土地は破産財団を形成しています。 4 本件土地に関し、賃料名目で破産財団に納入されている金銭はありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

【不動産の形状】(民事執行法57条1項)

- ・ 本件受命物件の形状は、添付した図面及び写真のとおりである。
- ・ その概要として、物件1～3土地は3筆合わせて一画地を形成している。なお、登記上の地目が山林となっているが、神山町長発行にかかる公課証明書では「現況地目又は現況用途」欄において「宅地」となっている。もっとも、現況では雑種地と見るのが相当である。

【占有関係】(同条同項)

- ・ 物件1～3土地は更地の状態で所有者によって占有されている。その占有関係の詳細は(2枚目)に記載のとおりである。

【土地の範囲、境界】

- ・ 物件1～3土地につき、法務局に備え置かれているのは「地図に準ずる図面」である。なお、現況では筆界について判然としない。一部に現況山林部分が含まれている可能性がある。また、神山町建設課によれば、現況歩道等部分(街路樹を含む)は、町道の道路区域に含まれないとのことであり、本件土地へは道路区域ではない民有地を介して出入りしている状態であり、この点注意を要する。

【接道等】

- ・ 物件1～3土地は、その北東側が舗装町道(幅員約9m)と、現況歩道等部分(街路樹を含む)となっている民有地を介して接面している。なお、本件土地が存在する位置は都市計画法上の都市計画区域には該当しない。

【土地の状況】

- ・ 物件1～3土地は、写真1、5に示すように、その土台としてコンクリート壁が設けられており、二段地となっている。土地内部には雑草が生い茂った状態となっている。

【土地賃借人の有無について】

- ・ 物件1～3土地には、写真1、2に示すようにトタンを使用した塀が設けられ、「関係者以外立入禁止」という看板が掲示されている(写真6)。本件土地は、何らかの用途に利用されていた可能性があり、仮に本件土地の賃借人が存在する場合、その人物及び権利関係を確認する必要がある。
- ・ この点、債務者会社の代表者兼所有者は既に死亡しており、「関係人の陳述等」に記載のとおり、所有者の親族関係者に確認するも、本件土地のことを知っている者は一人もいない。
- ・ 他方、本件土地の近隣地居住者の複数人から聴取調査を行うも、本件土地に関して詳しいことを知る者には出会えなかった。もっとも、以下の事情が判明した。

すなわち、本件土地では以前廃品などのリサイクル品等を扱う者が、土地所有者から本件土地を借り受け、プレハブ小屋を建てた上、資材を置いていた。もっとも、それは今から十数年以上前の話であり、少なくとも今から10年以上はこの土地を利用している者はいない。

- ・ 以上から、本件土地につき、現時点において賃借人が存在するかどうか、判然としない。近隣地の居住者によれば本件土地は10年以上利用されていないとのことであるが、本件土地にはトタンを使用した塀が設けられ「関係者以外立入禁止」という看板が掲示され(写真6)、その占有の意思が表示されている以上、現時点において賃借人が存在しないとは断定できない。

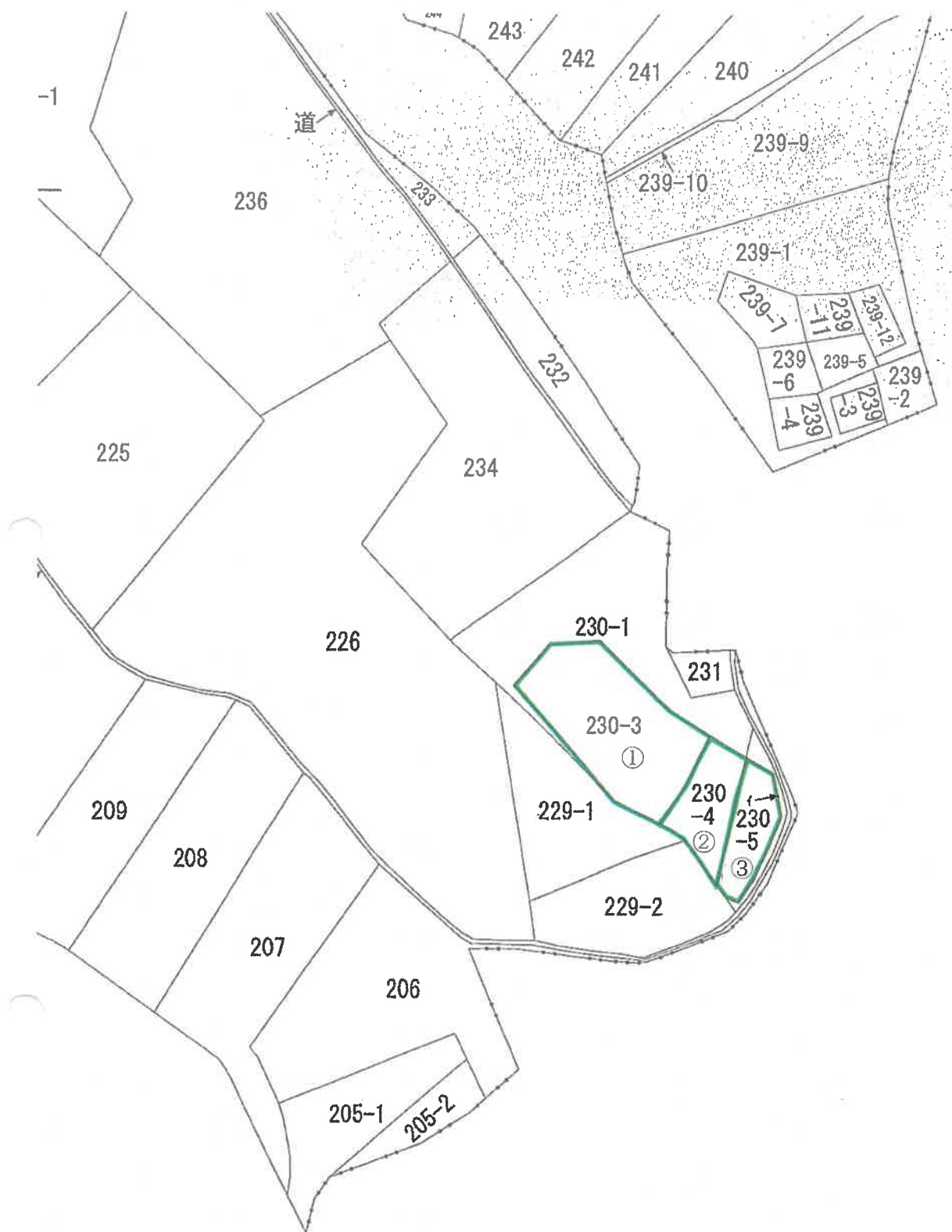
よって、買受人は、上記の点につき注意を要する。

- ・ なお、破産管財人によれば、現時点において上記土地に関する賃料が破産財団へ納入されている事実はないとのことである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和6年11月12日（火） 8:30 — 8:50	当庁	神山町役場に対し図面、航空写真などの資料請求書面作成及び送付
令和6年11月12日（火） 8:50 — 9:00	当庁	法務局に対する公簿関係の交付請求書等作成準備
令和6年11月12日（火） 15:20 — 15:30	法務局	公簿関係の閲覧調査
令和6年11月12日（火） 18:29 — 18:36	携帯電話	C から聴取調査
令和6年11月27日（水） 9:15 — 11:15	目的物件所在地	目的物件外観調査、近隣地居住者複数名からの聴取調査
令和6年11月27日（水） 11:15 — 11:25	携帯電話	C から聴取調査(追加調査)
令和6年11月27日（水） 11:45 — 12:30	神山町役場	接道、公法上の規制その他の調査、旧公図閲覧、旧固定資産台帳に関する聴取調査
令和6年11月27日（水） 13:40 — 14:00	目的物件所在地	追加確認図面に基づく現地調査(追加調査)
令和6年11月28日（木） 9:39 — 9:44	携帯電話	破産管財人 B から聴取調査
—		
—		
—		
(特記事項) なし		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



<土地公図写し>
名西郡神山町阿野字下地

登記年月日：昭和63年3月14日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和6年11月12日 徳島地方支庁局 登記官

(7 枚目)

5017531

前 230-1 様 新 230-10

地 番 230-3・230-4 地 積 測 量 図

土地の所在 各西郡神山町阿野字下地

①求 積

18.07 X 4.04 X 0.5 =	365.014
21.66 X 5.11 X 0.5 =	553.413
21.66 X 6.36 X 0.5 =	699.788
19.58 X 3.67 X 0.5 =	359.293
19.58 X 4.15 X 0.5 =	406.285
18.32 X 3.09 X 0.5 =	283.044
21.67 X 3.23 X 0.5 =	349.9705
21.67 X 6.40 X 0.5 =	693.44
17.94 X 3.52 X 0.5 =	315.744
7.95 X 3.68 X 0.5 =	146.28
合 計	4161.2715
地 積	416 m ²

②求 積

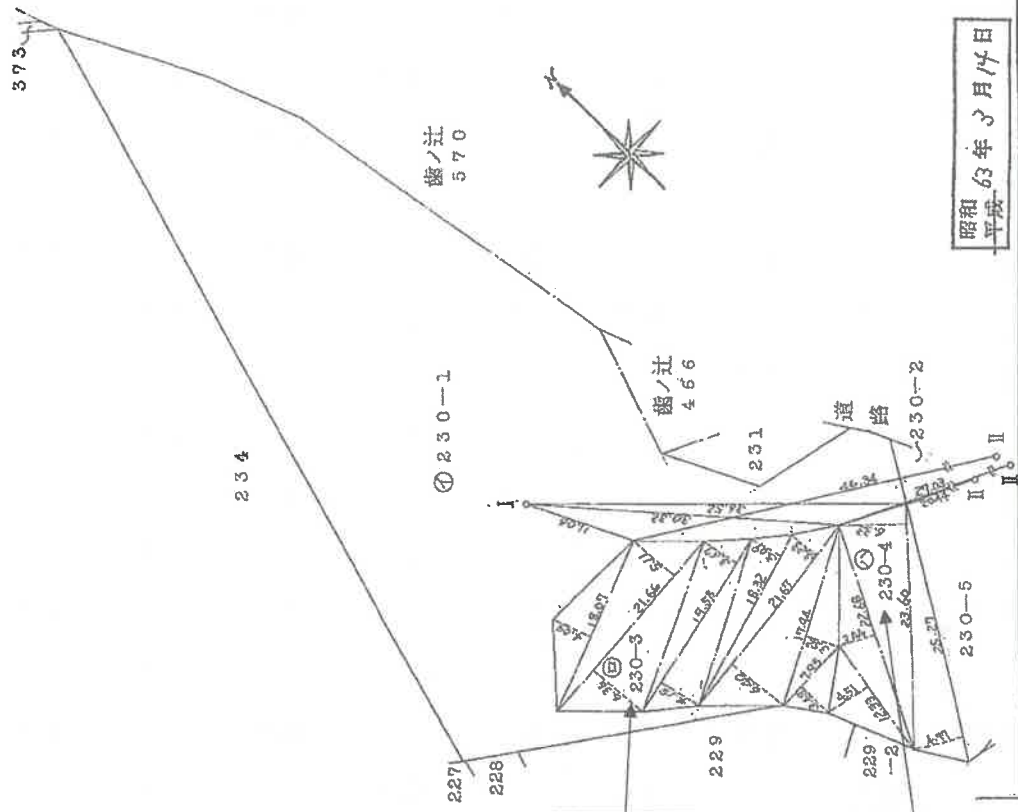
25.27 X 4.77 X 0.5 =	602.6895
23.60 X 6.33 X 0.5 =	74.694
22.68 X 3.44 X 0.5 =	390.096
12.33 X 4.51 X 0.5 =	278.0415
合 計	201.7767
地 積	201 m ²

③求 積

2380 - (4161.2715 + 201.7767) =	1762.09615
地 積	1762 m ²

準 拠 点

I・II・・・コンクリート電柱(中心)



作製者

(昭和63年2月22日作製)

申請人

縮尺 1/500

昭和63年3月14日

(A3からA4へ縮小)

登記年月日：昭和63年3月14日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年11月12日 徳島地方広務局

登記官

5017532

前 230-2-様 新

地 積 測 量 図

地 番 230-2-230-5

土地の所在 名西郡神山町阿野字下地

⑤求 積

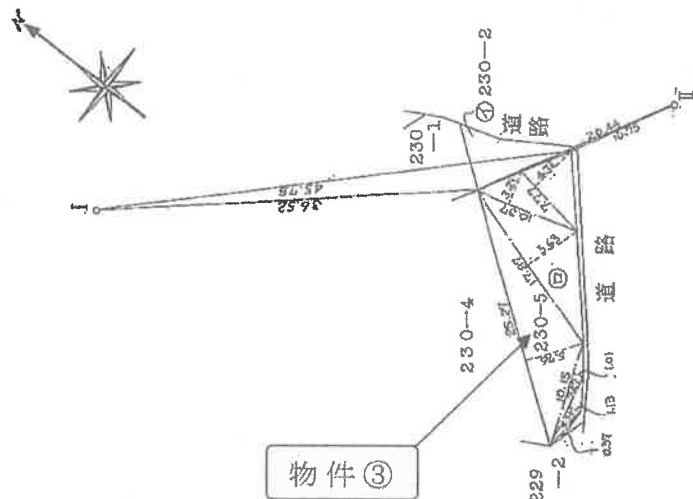
4.23	×	0.37	×	0.5	=	0.78255
7.27	×	1.13	×	0.5	=	4.10755
10.15	×	1.01	×	0.5	=	5.12575
25.27	×	5.76	×	0.5	=	72.7776
17.87	×	5.63	×	0.5	=	50.30405
10.37	×	3.21	×	0.5	=	16.64385
7.77	×	4.73	×	0.5	=	18.37605
合 計						168.1174
地 積						168 m ²

⑥求 積

1.98	-	168.1174	=	29.8826
地 積				29 m ²

準 拠 点

I・II・・・コンクリート電柱（中心）



昭和63年3月14日
平成

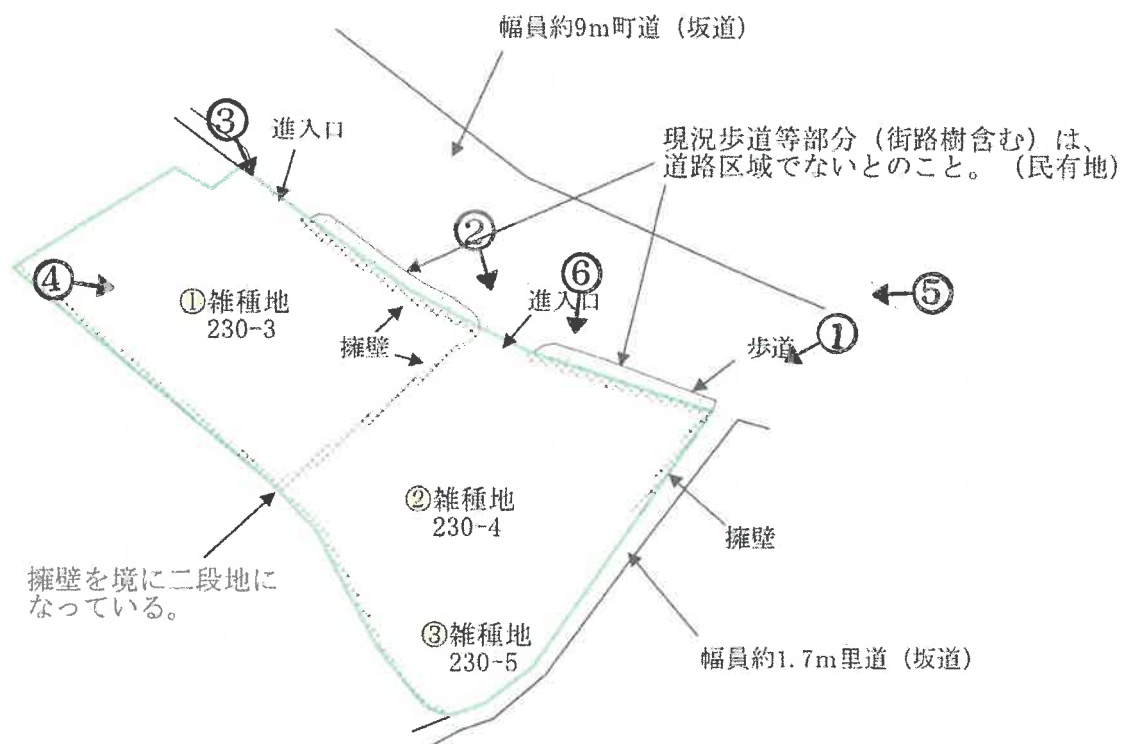
縮尺 1/500

申請人

作業者

(昭和63年2月22日作成)

徳島県土地家屋調査士会用品



※現況では筆界は判然としない

～ 現況概略見取図～

注) 現況及び公図等資料から推測される概略的な位置関係を図示したものであり、隣地境界、建物位置、筆界等を明示したものではありません。



1 / 500

1



2



3



4



5



6



(12 枚目)

令和6年（ケ）第 50号
令和6年11月27日 現地調査
令和6年12月10日 評 価

徳島地方裁判所 御中



評 価 書

評価人 不動産鑑定士
瀬 嶋 宏 典

第1 評価額

一 括 価 格			
金		2, 070, 000	円
内 訳 価 格			
物件 1	金	1, 100, 000	円
物件 2	金	530, 000	円
物件 3	金	440, 000	円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	徳島県名西郡神山町阿野字下地 230番3 山林 416 m ²	雑種地
2	所 在 地 番 地 目 地 積	徳島県名西郡神山町阿野字下地 230番4 山林 201 m ²	雑種地
3	所 在 地 番 地 目 地 積	徳島県名西郡神山町阿野字下地 230番5 山林 168 m ²	雑種地
番 号	特 記 事 項		
1, 2, 3	現況では、筆界について判然としない。一部に現況山林部分が含まれている可能性がある。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1～3）

位 置 ・ 交 通	J R徳島線「石井」駅の南西方・約5.6km（道路距離） 最寄バス停「名西高瀬」の北西方・約220m（道路距離） （別添「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	付近は、山裾に戸建住宅、事業所、雑種地等が見られる土地利用状況を呈する。鮎喰川に向かって傾斜する山際の可住地に小集落が見られる中山間エリアであり、過疎化の進行により鄙びている。タカガワ東徳島ゴルフ倶楽部への進入道付近に位置する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都 市 計 画 区 分	都市計画区域外
	用 途 地 域	—
	建 ぺ い 率	—
	容 積 率	—
	防 火 規 制	—
	その他の規制	—
画 地 条 件	地 積	： 登記面積を採用した。
	間 口 ・ 奥 行 等	： 間口約36m，奥行20m
	形 状	： 不整形
	地 勢	： 二段地
	街 路 接 面 状 況	： 民有地（株式会社タカガワあいらんど）を介して町道に接続
	街 路 と の 高 低	： 北東方町道と入口部分はほぼ等高であるが、坂道につき約1.9m程度の高低差部分あり、南東側里道とは約2m程度の高低差あり
	そ の 他	： 特になし
接 面 道 路 等 の 状 況	北 東 方 ： 幅員約9m舗装町道とは現況歩道等部分（街路樹含む）となっている民有地を介して接続している。 ※上記幅員は現況での概測による。	
土地の利用状況	・ 現況は未利用と思われる。かなり荒れている。 ※占有の状況等については、執行官作成の「現況調査報告書」を参照	
供 給 処 理 施 設	上 水 道	： あり（北東側接面道路に本管あり）
	都 市 ガ ス	： なし
	下 水 道	： なし
周知の埋蔵文化財包蔵地の指定	神山町教育委員生涯学習係担当者に確認したところ、その範囲には含まれていないとのこと。	
地下埋設物の有 無	現地調査において地下埋設物の存否を確認することができず、詳細不明であり、専門機関による調査によらなければ確定できない。	

土壌汚染の有無	過去の地歴調査及び現地調査の結果から、目的土地に土壌汚染が存する可能性が特に高い利用用途は認められないものの、確定的には専門機関による調査が必要である。なお、リサイクル品等を扱う者が資材を置いていたという情報あり。
ハザードマップ	目的土地は、徳島県水防・砂防情報マップによると、地すべり防止区域に該当する。
特記事項	・ 現況では、筆界について判然としない。一部に現況山林部分が含まれている可能性がある。 ・ 神山町建設課担当に確認したところ、現況歩道等部分（街路樹含む）は、町道の道路区域に含まれないとのこと。よって、目的土地へは道路区域ではない民有地を介して出入りしている状態であり注意。 ・ 擁壁が築造されており、二段地となっている。雑草が生い茂っておりかなり荒れている。 ・ 「関係者以外立入禁止」と記載した看板があり、占有者の存否及び状況等については不明である。 ・ 目的土地より北西方は山林になっており土砂の流出に注意。 ・ 資材置場であったようであり、タイヤの残置が見られる。また、街路樹の枝が目的土地内に越境している。

第5 評価額算出の過程

物件1～3（土地）

目的物件の評価額を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	市場性 修正 エ	競売 市場 修正 オ	評 価 額 (円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	9,910	0.64	416	0.70	0.60	1,100,000
2	9,910	0.64	201	0.70	0.60	530,000
3	9,910	0.64	168	0.70	0.60	440,000
計						2,070,000

※3筆一団地として評価

ア 標準画地価格：（公示価格等からの規準）

◆ 地価調査基準地，神山（県）-2

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 13,600 \text{ 円/㎡} & \times & 99.1 / 100 & \times & 100 / 100 & \times & 100 / 136 & = & 9,910 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

- ・時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。
- ・標準化補正： ほぼ標準的。
- ・地域格差： 街路条件0.99，交通接近条件1.02，環境条件1.35，計1.36（相乗積）

イ 個別格差： 街路条件0.95，環境条件0.90，画地条件0.75，計0.64（相乗積）

ウ 地 積： 登記面積を採用。

エ 市場性修正： 道路区域と進入口の状況、筆界について判然としないこと、画地の状況等が特殊であること、敷地内部がかなり荒れていること、その他、対象物件に関する諸状況、地域における不動産市場の実態等を総合的に勘案すると、市場性にかなり劣る面があると判定し、上記のとおり市場性修正を行った。

オ 競売市場修正： 不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

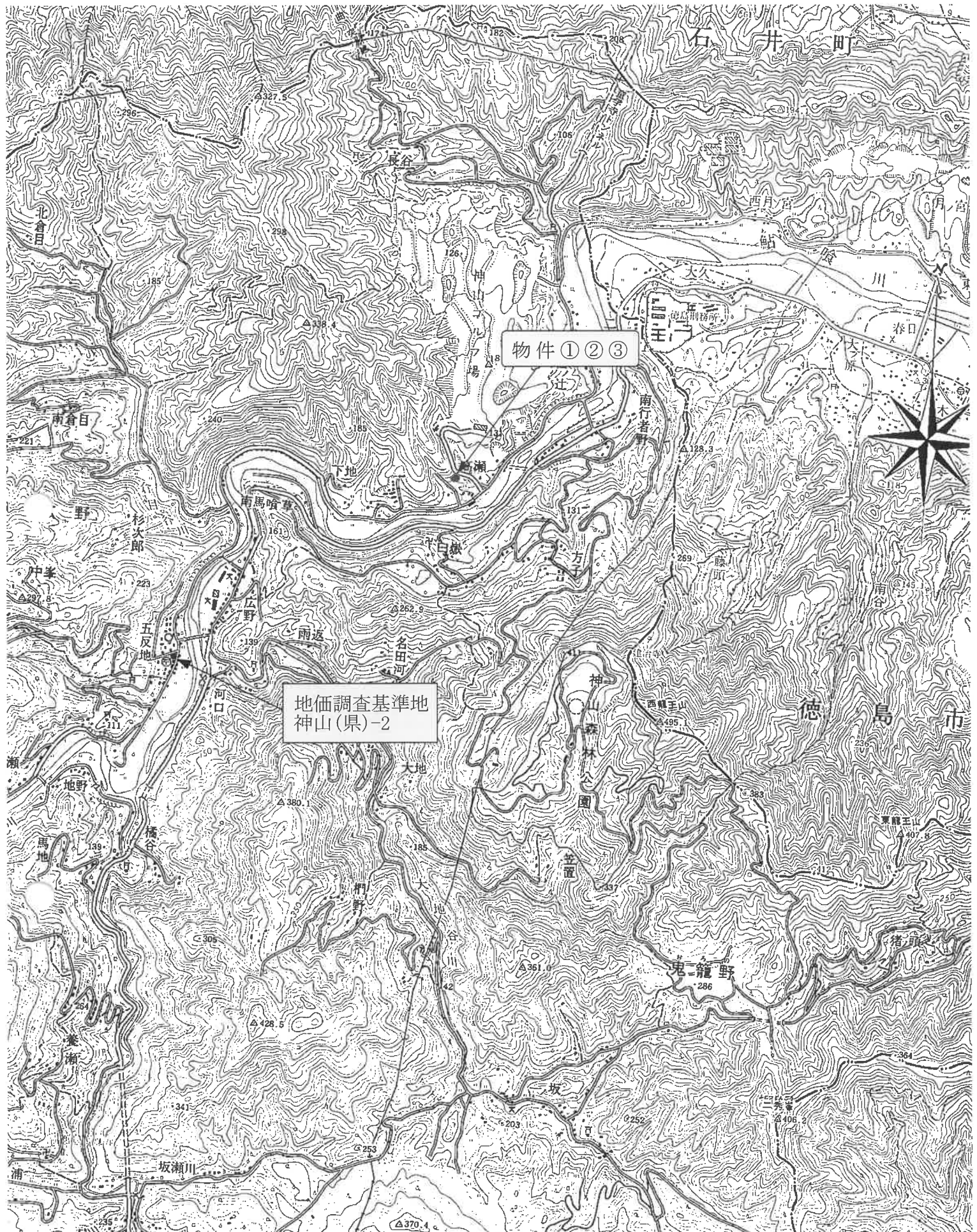
◆地価調査基準地, 神山(県)-2

所 在 : 徳島県名西郡神山町阿野字五反地271番1外
価 格 : 13,600円/m²
位 置 : JR徳島線石井駅の南西方約8.4km
価 格 時 点 : 令和6年7月1日
地 積 : 330m²
供給処理施設 : 水道
接 面 街 路 : 東側 幅員5.8m県道, 北側道
用 途 指 定 等 : 都市計画区域外
地 域 の 概 要 : 小売店舗、一般住宅が混在する住宅地域

第7 附属資料

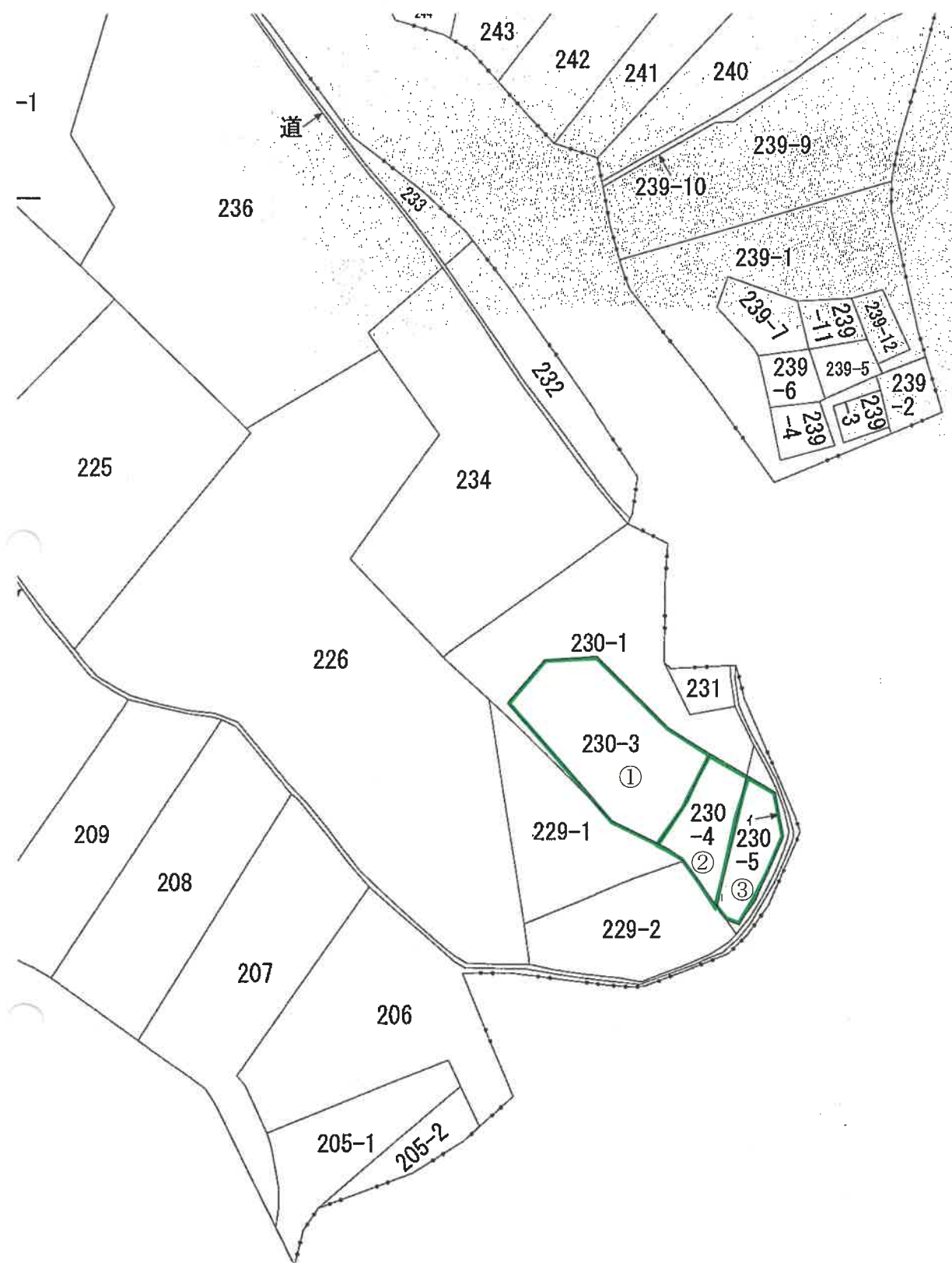
- 1 位置図
- 2 土地公図写し
- 3 地積測量図写し
- 4 現況概略見取図

以 上



(出典：神山町役場 平成16年作成 縮尺2万5千分の1『白図』)





〈土地公図写し〉
 名西郡神山町阿野字下地

登記年月日：昭和63年3月14日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年11月12日 徳島地方方法務局

5017531

前 230-1/後 新 230-10
地番 230-1・230-4

地積測量図

土地の所在 名西郡神山町阿野字下地

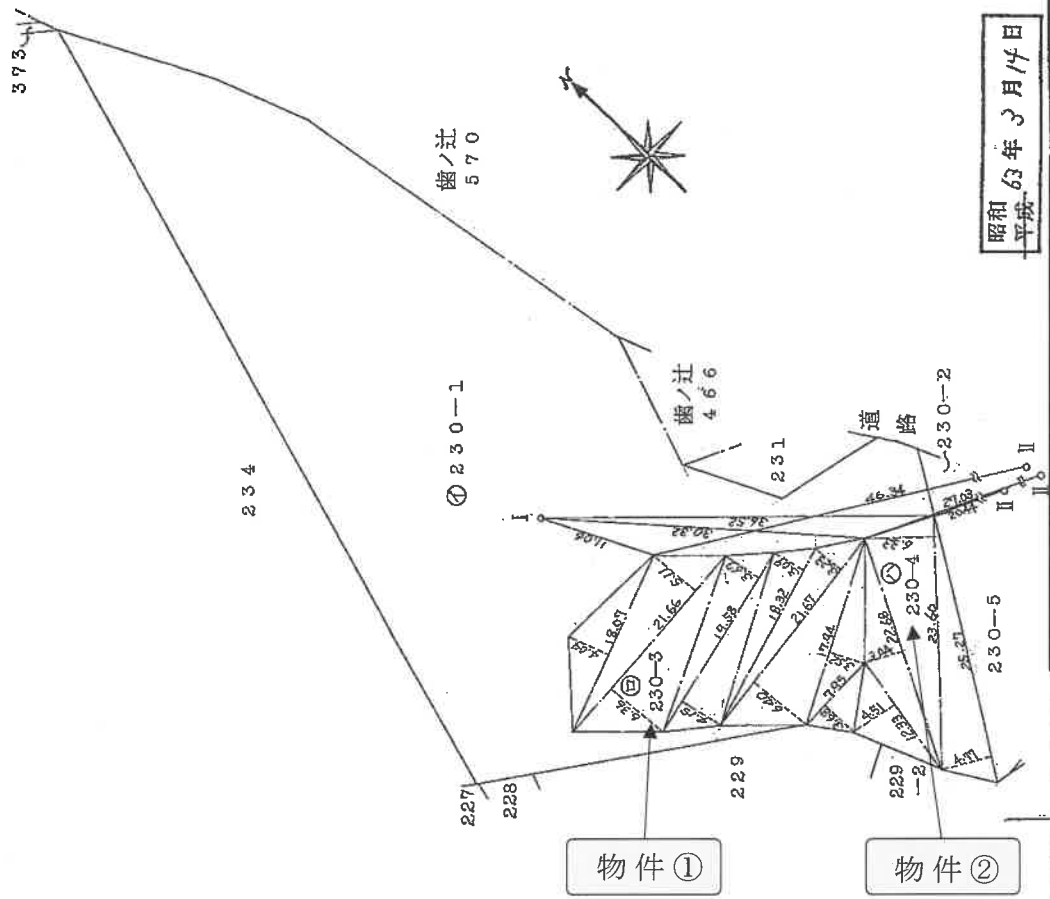
④求積
$1807 \times 404 \times 0.5 = 365014$
$2166 \times 511 \times 0.5 = 553413$
$2166 \times 636 \times 0.5 = 688788$
$1958 \times 367 \times 0.5 = 359293$
$1958 \times 415 \times 0.5 = 406285$
$1832 \times 309 \times 0.5 = 283044$
$2167 \times 323 \times 0.5 = 349970.5$
$2167 \times 640 \times 0.5 = 69344$
$1794 \times 352 \times 0.5 = 315744$
$795 \times 368 \times 0.5 = 14628$
合 計 41612715
地 積 416 m^2

④求積
$2527 \times 477 \times 0.5 = 602689.5$
$2360 \times 833 \times 0.5 = 74694$
$2268 \times 344 \times 0.5 = 390096$
$1233 \times 451 \times 0.5 = 278041.5$
合 計 2017767
地 積 201 m^2

④求積
$2380 - (41612715 + 2017767) = 17620961.5$
地 積 1762 m^2

準拠点

I・II・・・コンクリート電柱（中心）



昭和63年3月14日
平成

作製者

申請人

縮尺 1/500

(昭和63年2月2日作成)

徳島県土地家屋調査士会館

登記年月日：昭和63年3月14日

公用

5017532

前 230-2-後 新

地積測量図

地番 230-2-230-5

土地の所在 名西郡神山町阿野字下地

②求 積

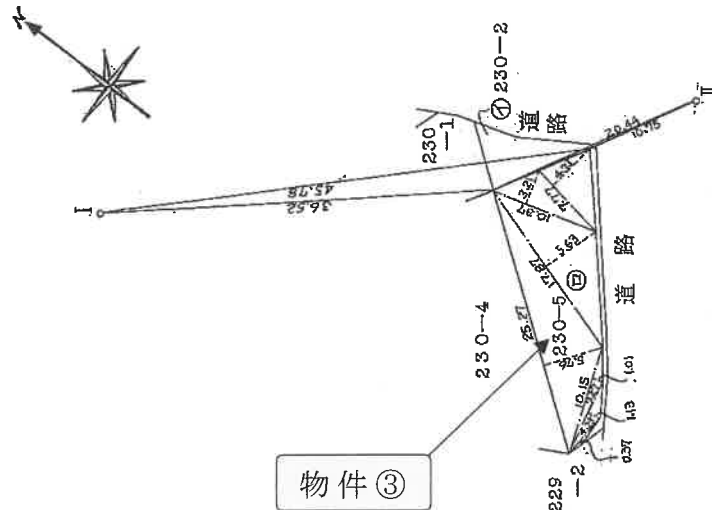
4.23	X	0.37	X	0.5	=	0.78255
7.27	X	1.13	X	0.5	=	4.10755
10.15	X	1.01	X	0.5	=	5.12575
25.27	X	5.76	X	0.5	=	72.7776
17.87	X	5.63	X	0.5	=	50.30405
10.37	X	3.21	X	0.5	=	16.64385
7.77	X	4.73	X	0.5	=	18.37605
合 計						168.1174
地 積						168 m ²

④求 積

1.98	-	168.1174	=	29.8826
地 積				29 m ²

準 列 点

I・II・・・コンクリート電柱（中心）



昭和63年3月14日
平成

縮尺 1/500

申請人

(昭和63年2月22日作成)

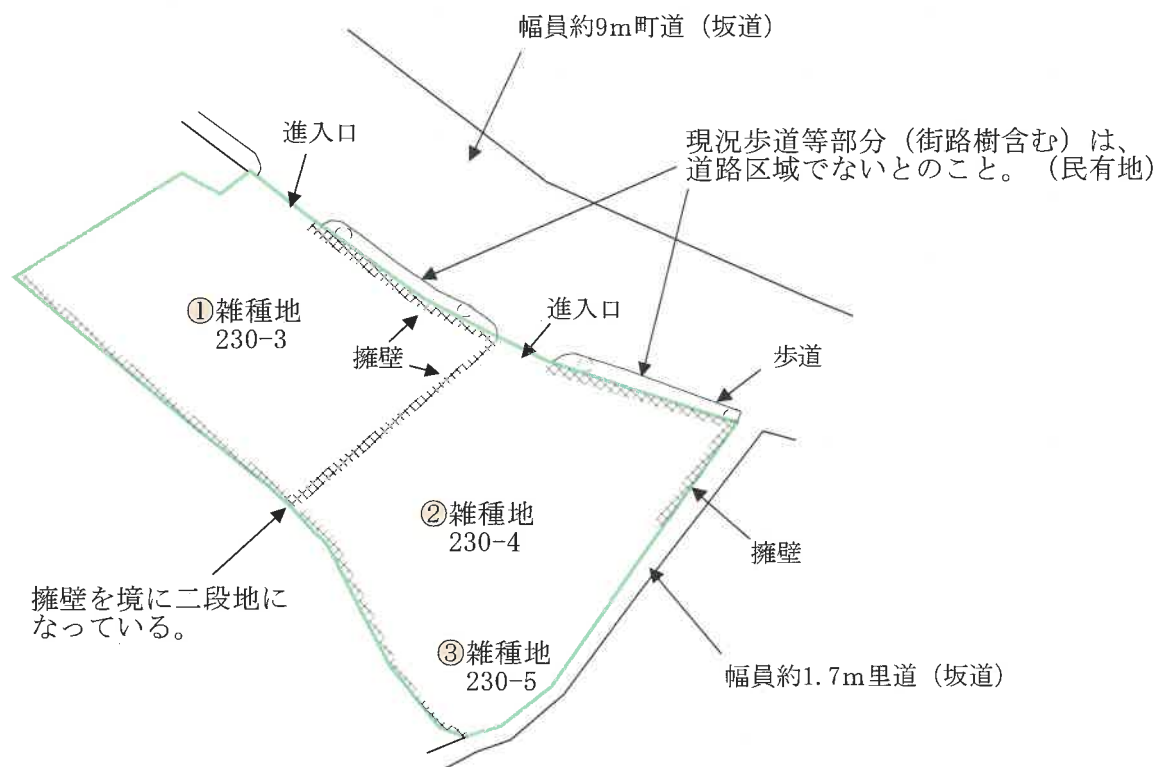
徳島県土地家屋調査士会用紙

作製者

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年11月12日 徳島地方裁判所

登記官

請求番号：46-3



※現況では筆界は判然としない

～ 現況概略見取図 ～

注) 現況及び公図等資料から推測される概略的な位置関係を図示したものであり、隣地境界、建物位置、筆界等を明示したものではありません。

